

仁井田浄水場等整備事業

募集要項

令和4年1月

秋田市上下水道局

目 次

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 第1 | 本書の位置づけ | 1 |
| 第2 | 本事業の概要 | 2 |
| 1 | 事業内容に関する事項 | 2 |
| 第3 | 事業者の募集および選定に関する事項 | 18 |
| 1 | 事業者を求めるもの | 18 |
| 2 | 事業者の選定に関する基本的事項 | 18 |
| 3 | 事業者の参加資格に関する事項 | 19 |
| 4 | 事業費限度額 | 23 |
| 5 | 事業者の募集および選定スケジュール | 24 |
| 6 | 現地見学会 | 25 |
| 7 | 募集要項等に関する質問の受付および回答（第一回） | 27 |
| 8 | 応募の手続き | 28 |
| 9 | 募集要項等に関する質問の受付および回答（第二回） | 29 |
| 10 | 第1次技術提案書の提出 | 30 |
| 11 | 技術対話 | 30 |
| 12 | 提案書類の提出 | 30 |
| 13 | 技術提案書のプレゼンテーション | 31 |
| 14 | 優先交渉権者の決定および公表 | 31 |
| 15 | 契約手続き | 31 |
| 第4 | その他事業の実施に関する事項 | 32 |
| 1 | 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方 | 32 |
| 2 | 事業の契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 32 |
| 3 | 事業の継続が困難になった場合の措置 | 32 |
| 4 | 本事業に係る情報の提供 | 33 |
| 第5 | その他選定に関する事項 | 33 |
| 1 | 公正な応募の確保 | 33 |
| 2 | 応募に当たっての費用の負担 | 33 |
| 3 | 提案書類の取扱い | 33 |
| 4 | 応募に際し使用する言語、単位および通貨 | 34 |
| 5 | プロポーザル参加者を構成する法人の名称の公表 | 34 |
| 6 | モニタリング等 | 34 |
| 7 | 問合せ先 | 35 |

- ・別紙 1 事業場所の位置図
 - ・別紙 2 仁井田浄水場、豊岩浄水場の水位高低図
 - ・別紙 3 新仁井田浄水場 整備予定地
 - ・別紙 4 リスク分担表
 - ・別紙 5 新仁井田浄水場整備予定地 測量図
 - ・別紙 6 新仁井田浄水場整備予定地 地質調査結果
 - ・別紙 7 豊岩浄水場 参考図
 - ・別紙 8 豊岩浄水場 地質調査結果
 - ・別紙 9 豊岩取水場 地質調査結果
-
- ・様式 1 募集要項等に関する質問書（第 回）
 - ・様式 2 現地見学会申込書
 - ・様式 3 参加資格の審査結果に関する説明の要求書
 - ・様式 4 応募辞退届

第1 本書の位置づけ

本募集要項は、秋田市上下水道局（以下「局」という。）が仁井田浄水場等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により募集および選定するにあたり、プロポーザル参加者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。

- ・ 要求水準書
- ・ 事業者選定基準
- ・ 提出書類作成要領および様式集
- ・ 設計及び建設工事請負契約書（案）

本事業の基本的な考え方については、令和3年11月に公表した実施方針（変更版）と同様である。

ただし、本事業を実施するにあたっての詳細条件等については、若干の修正を加えているため募集要項等の内容を踏まえ、応募者は応募に必要な提案書を提出するものとする。

募集要項等と募集要項に先行して局が公表した書類に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとし、募集要項等に記載が無い事項については、募集要項に先行して局が公表した書類によるものとする。

第2 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

仁井田浄水場等整備事業

(2) 事業方式

本事業は、民間ノウハウの発揮と地域経済への貢献の両立を目指し、水処理プラントについては設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）とする。なお、取水塔、導水管および脱水汚泥保管棟などは仕様発注方式として別途発注により実施する。

(3) 事業範囲

事業範囲は、仁井田浄水場、豊岩浄水場および豊岩取水場の整備とする。このうち、DB方式の整備対象施設については、基本設計、実施設計および建設工事を実施し、整備対象外施設に関しては、DB方式分と関連する施設について、基本設計のみを実施することとする。（p12～14参照）

(4) 事業場所

別紙1のとおり。

(5) 管理者の名称

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

(6) 既存施設の概要

既設の仁井田浄水場、豊岩浄水場および豊岩取水場の概要を、それぞれ図表1、2、3に、既設フロー概要図を図表4、5に示す。

また、これらの既存施設の位置を別紙1、水位高低を別紙2に示す。

図表1 既設仁井田浄水場の概要

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 所在地 | 秋田市仁井田字新中島221番地の2ほか |
| 水源 | 表流水（一級河川 雄物川水系雄物川） |
| 計画取水能力 | 第1取水口：115,000m ³ /日 第2取水口：60,000m ³ /日 |

| | |
|--------------------|--|
| 計画給水能力 (公称施設能力) | 1 群系 54,600m ³ /日 2 群系 100,000m ³ /日 |
| 浄水処理方式 | 凝集沈澱+急速ろ過 |
| 主要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水施設 第1取水口(2群系)、第2取水口(1群系) ・ 取水ポンプ施設(1群系、2群系) ・ 沈砂池(1群系、2群系) ・ 高速凝集沈澱池(1群系:3池、2群系:4池) ・ 急速ろ過池 1群系:12池(うち1池予備) 2群系:14池(うち1池予備) ・ 浄水池(1群系、2群系) ・ 排水池、排泥池、濃縮槽 ・ ケーキヤード、天日乾燥床 |

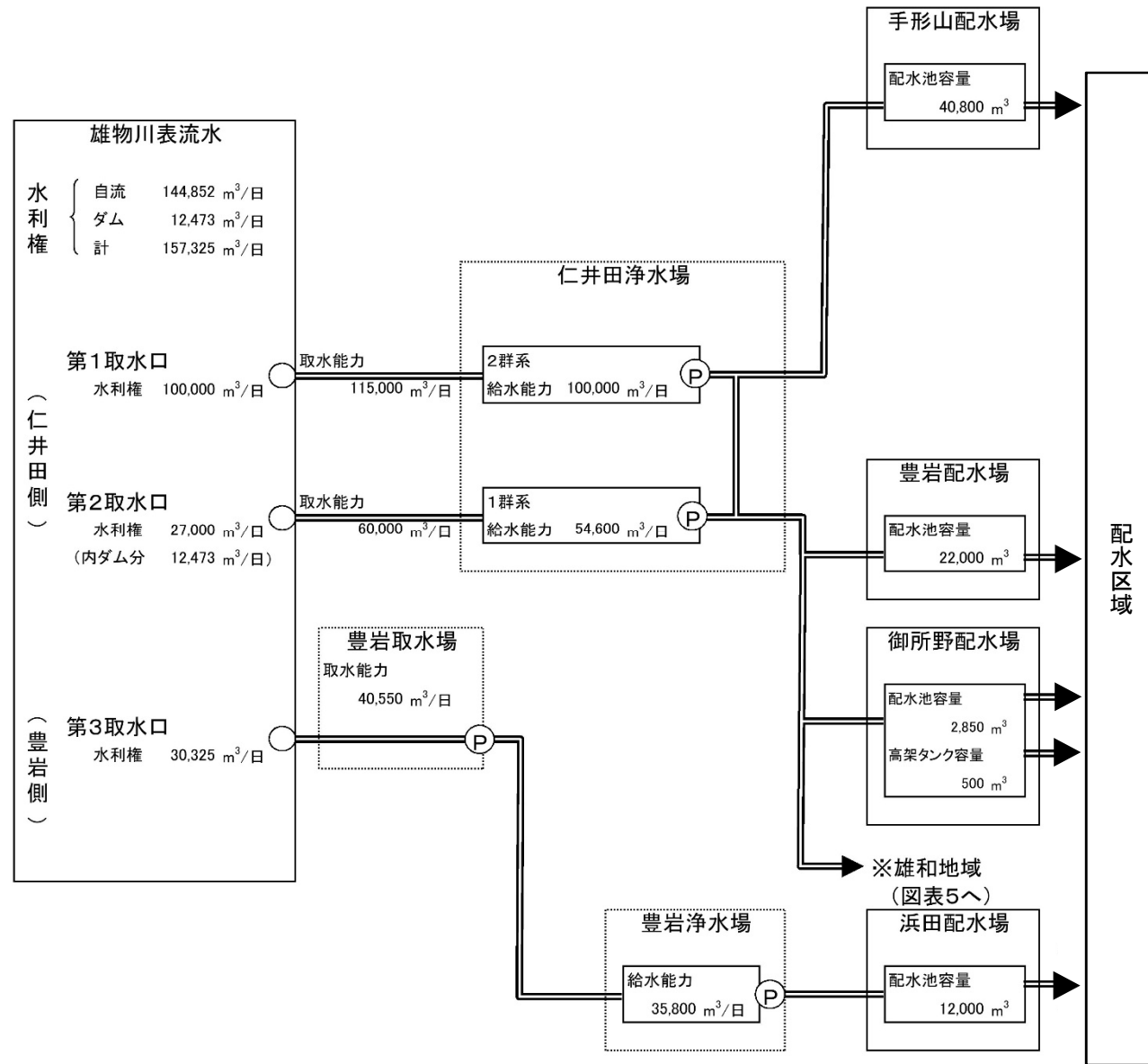
図表2 既設豊岩浄水場の概要

| 項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 所在地 | 秋田市豊岩豊巻字上野164番地 |
| 水源 | 表流水(一級河川 雄物川水系雄物川) |
| 計画取水能力 | 第3取水口:40,550m ³ /日 |
| 計画給水能力 (公称施設能力) | 35,800m ³ /日 |
| 浄水処理方式 | 凝集沈澱+急速ろ過 |
| 主要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 沈澱池(フロック形成池:2池、沈澱池:2池、傾斜板沈降装置) ・ 急速ろ過池:8池 ・ 浄水池:2池 ・ 排水池、排泥池、濃縮槽 |

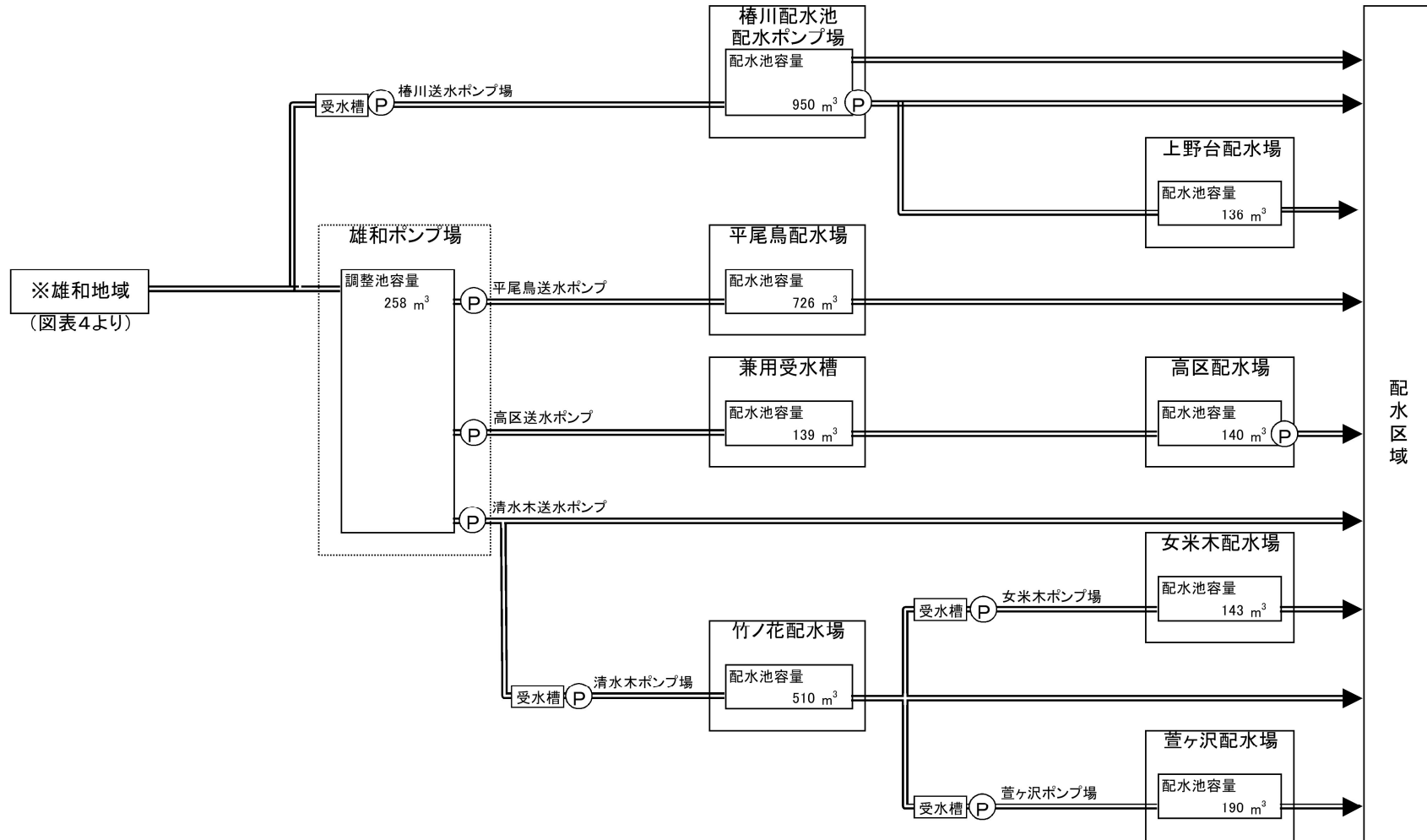
図表3 既設豊岩取水場の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 所在地 | 秋田市豊岩豊巻字下川原161番地の7 |
| 主要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水施設(第3取水口) ・ 取水ポンプ施設 ・ 沈砂池 |

図表4 既設フロ一概要図 秋田地域



図表5 既設フロー概要図 雄和地域



(7) 本事業の対象施設

本事業における対象施設（以下「対象施設」という。）である（仮称）新仁井田浄水場（以下「新仁井田浄水場」という。）、豊岩浄水場および豊岩取水場の概要を、それぞれ図表6～8に示す。また、対象施設の立地条件を図表9～11に、新仁井田浄水場整備予定地の測量図および豊岩浄水場の参考図を別紙5、7に、地質調査結果を別紙6、8、9に示す。

本事業は、計画浄水量71,900m³/日の新仁井田浄水場の設計・建設、計画浄水量40,550m³/日の豊岩浄水場および豊岩取水場の設計・建設（改造）を行うものである。

新仁井田浄水場の浄水処理方式は、現行と同様の凝集沈澱および急速ろ過方式とし、建設用地は、既存施設の北東側の市有地、南東側の汚泥ストックヤードおよび既設天日乾燥床の一部とする。なお、見学・研修施設および紫外線照射施設は整備対象外であるが、基本設計では将来の配置計画までを行う。

図表6 新仁井田浄水場の概要

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 水源 | 表流水（一級河川 雄物川水系雄物川） |
| 水利使用許可水量 | 第1取水口 100,000m ³ /日 第2取水口 27,000m ³ /日 計 127,000m ³ /日 ※上記は現在の水量であり、本事業の計画浄水量に合わせて更新予定 ※新浄水場の建設に併せ、新たな取水施設（第4取水口）を建設予定 |
| 計画浄水量 | 71,900m ³ /日 |
| 計画一日最大給水量 | 65,300m ³ /日 |
| 浄水処理方式 | 粉末活性炭＋凝集沈澱＋急速ろ過 |
| 主要な施設 | ・ 取水施設（沈砂池、取水ポンプ施設等） ・ 浄水施設（凝集沈澱池、急速ろ過池等） ・ 送水施設 ・ 排水処理施設 ・ 薬品注入設備 ・ 粉末活性炭注入設備 ・ 管理棟（中央監視制御設備等） ・ 受変電設備 ・ 非常用自家発電設備 |

図表7 豊岩浄水場の概要

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 水源 | 表流水（一級河川 雄物川水系雄物川） |
| 水利使用許可水量 | 第3取水口 30,325m ³ /日 ※上記は現在の水量であり、本事業の計画浄水量に合わせて更新予定 |
| 計画浄水量 | 40,550m ³ /日 |
| 計画一日最大給水量 | 35,800m ³ /日 |
| 浄水処理方式 | 粉末活性炭＋凝集沈澱＋急速ろ過 |
| 主要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速ろ過池（改造） ・ 送水施設（更新および新設） ・ 粉末活性炭注入設備（粉末活性炭棟含む。）（新設） ・ 受変電設備（改造） ・ 中央監視制御設備（更新） |

図表8 豊岩取水場の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 主要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受変電設備（改造） ・ 非常用自家発電設備（新設） ・ 遠方監視制御設備（新設） |

図表9 新仁井田浄水場の立地条件

| | | | |
|------|------------|---|------------------|
| 敷地概要 | 予定敷地 | 秋田市仁井田字新中島221番地の2ほか | |
| | 敷地面積 | 127,280.66㎡（既設浄水場を含む実測面積） | |
| | 隣接道路 | 市道新中島大野線 幅員：4.8m～20.8m 市道仁井田浄水場北線 幅員：2.1m～2.7m | |
| | 土質調査資料 | あり | |
| | 敷地内既存建築物資料 | あり | |
| 都市計画 | 都市計画区域 | 秋田都市計画区域内 市街化調整区域 | |
| | 計画道路 | なし | |
| | 用途地域 | 指定なし | |
| | 防火地域 | 指定なし 法22条区域 | |
| | その他の地区 | 立地適正化計画区域（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域（都市機能誘導区域外） | |
| | 建ぺい率 | 70% | |
| | 容積率 | 200% | |
| | 高さ制限 | 隣地斜線制限：31m+2.5×L2 道路斜線制限：1.5×L3 L2：隣地境界線までの水平距離 L3：前面道路の反対側の境界線までの水平距離 | |
| | 日影制限 | 敷地境界線から5m超10m以内：5時間 敷地境界線から10m超：3時間 測定面4m、建物高さ10mを超える場合に適用 | |
| | 騒音振動規制 | 規制なし | |
| | 積雪荷重 | 20N/㎡ 垂直積雪量：100cm | |
| 基盤施設 | 電力 | 調整が必要な事項 | あり（太陽光、励磁電流抑制装置） |
| | | 既存構造物の資料 | なし |
| | 通信 | 調整が必要な事項 | あり（既存構造物の移設等） |
| | | 既存構造物の資料 | あり（配置概略図） |
| | 上水道 | 供給条件 | なし（自給） |
| | | 加入金 | なし |

| | | | |
|---|-------|-----------|---|
| | 下水道 | 整備状況 | 公共下水道計画区域外 |
| | | 負担金 | なし |
| 気候等 | 降雨 | 年間降水量 | 平均 1,838.2 mm 最大 2,373.0 mm (2013年) 最小 1,490.5 mm (2015年) |
| | | 最大10分間降水量 | 24.5 mm (2019年8月10日) |
| | 降雪 | 年間降雪量 | 平均 290.7 cm 最大 401.0 cm (2011年) 最小 166.0 cm (2019年) |
| | | 最深積雪 | 68.0 cm (2013年1月12日) |
| | 気温 | 年間平均気温 | 12.2 °C |
| | | 年間最高気温 | 平均 16.2 °C 最高 37.6 °C (2016年8月7日) |
| | | 年間最低気温 | 平均 8.7 °C 最低 -9.7 °C (2018年2月2日) |
| | 風速・風向 | | 平均 4.3 m/s 最多風向 南東 |
| | 雷 | | 平均 37.5 回/年 |
| | 塩害 | | あり |
| ※2010～2019年（10年間）の平均値とする。 ※気象庁秋田観測所のデータより引用 ※降雪は、寒候年（前年8月1日から当年7月31日までの期間）で 集計 | | | |

図表 10 豊岩浄水場の立地条件

| | | | |
|------|----------------|---|-----------------------|
| 敷地面積 | 所在地 | 秋田市豊岩豊巻字上野164番地 | |
| | 敷地面積 | 87,341.00m ² | |
| | 隣接道路 | 市道 豊岩浄水場線 幅員：8.0m | |
| | 土質調査資料 | あり | |
| | 敷地内既存 建築物資料 | あり | |
| 都市計画 | 都市計画区域 | 秋田都市計画区域内 市街化調整区域 | |
| | 計画道路 | なし | |
| | 用途地域 | 指定なし | |
| | 防火地域 | 指定なし 法22条区域 | |
| | その他の地区 | 立地適正化計画区域（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域（都市機能誘導区域外） | |
| | 建ぺい率 | 70% | |
| | 容積率 | 200% | |
| | 高さ制限 | 隣地斜線：31m+2.5×L2 道路斜線：1.5×L3 L2：隣地境界線までの水平距離 L3：前面道路の反対側の境界線までの水平距離 | |
| | 日影制限 | 敷地境界線から5m超10m以内：5時間 敷地境界線から10m超：3時間 測定面4m、建物高さ10mを超える場合に適用 | |
| | 騒音振動規制 | 規制なし | |
| | 積雪荷重 | 20N/m ² 垂直積雪量：100cm | |
| 基盤施設 | 電力 | 調整が必要な事項 | あり（受電、励磁電流抑制装置） |
| | | 既存構造物の資料 | なし |
| | 通信 | 調整が必要な事項 | あり（新規回線の設置等） |
| | | 既存構造物の資料 | あり（配置概略図） |
| | 上水道 | 整備状況 | 自給（既設） |
| | 下水道 | 整備状況 | 公共下水道計画区域外 浄化槽（既設） |

図表 11 豊岩取水場の立地条件

| | | | |
|------|----------------|---|----------------------|
| 敷地概要 | 所在地 | 秋田市豊岩豊巻字下川原161番地の7 | |
| | 敷地面積 | 10,120.00m ² | |
| | 隣接道路 | 建築基準法上の接道なし 建築基準法第43条許可申請が必要 | |
| | 土質調査資料 | あり | |
| | 敷地内既存 建築物資料 | あり | |
| 都市計画 | 都市計画区域 | 秋田都市計画区域内 市街化調整区域 | |
| | 計画道路 | なし | |
| | 用途地域 | 指定なし | |
| | 防火地域 | 指定なし 法22条区域 | |
| | その他の地区 | 立地適正化計画区域（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域（都市機能誘導区域外） | |
| | 建ぺい率 | 70% | |
| | 容積率 | 200% | |
| | 高さ制限 | 隣地斜線：31m+2.5×L2 道路斜線：1.5×L3 L2：隣地境界線までの水平距離 L3：前面道路の反対側の境界線までの水平距離 | |
| | 日影制限 | 敷地境界線から5m超10m以内：5時間 敷地境界線から10m超：3時間 測定面4m、建物高さ10mを超える場合に適用 | |
| | 騒音振動規制 | 規制なし | |
| | 積雪荷重 | 20N/m ² 垂直積雪量：100cm | |
| 基盤施設 | 電力 | 調整が必要な事項 | あり（受電） |
| | | 既存構造物の資料 | なし |
| | 通信 | 調整が必要な事項 | あり（新規回線の設置等） |
| | | 既存構造物の資料 | あり（配置概略図） |
| | 上水道 | 整備状況 | 自給（既設） |
| | 下水道 | 整備状況 | 公共下水道計画区域外 なし（既設） |

(8) 本事業の対象施設および対象業務

本事業の対象施設ごとの業務範囲を図表 12 に示す。

図表 12 本事業の設計、工事対象範囲

新仁井田浄水場

| 施 設 | | | | 基本 設計 | 実施 設計 | 建設 工事 |
|----------------|----|----------------------|--|----------|----------|----------|
| 整備 対象 施設 | 1 | 取水・導水施設 | 沈砂池、取水ポンプ施設 | ○ | ○ | ○ |
| | 2 | 浄水施設 | 着水井、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池 | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 各種設備 | 中央監視制御設備、薬品注入設備(凝集剤、消毒剤、pH調整剤)、粉末活性炭注入設備、非常用自家発電設備、受変電設備 | ○ | ○ | ○ |
| | 4 | 送水施設 | 送水ポンプ | ○ | ○ | ○ |
| | 5 | 管理用建物 | 管理棟、薬品棟、粉末活性炭棟 | ○ | ○ | ○ |
| | 6 | 場内配管 | | ○ | ○ | ○ |
| | 7 | 排水処理施設 | 排水池、排泥池、濃縮槽 | ○ | ○ | ○ |
| | 8 | 造成 | | ○ | ○ | ○ |
| | 9 | 管路施設 | 手形山送水管、豊岩送水管、御所野送水管、豊岩配水場連絡管、御野場本管、公共下水道接続、電気防食設備 | ○ | ○ | ○ |
| | 10 | 既存施設撤去 ^{※1} | 天日乾燥床の一部、ストックヤード、脱水汚泥保管棟、送配水管 | ○ | ○ | ○ |

| 施 設 | | | | 基本設計 | 実施設計 | 建設工事 |
|---------|---|---------|-------------------------------|-----------|------|------|
| 整備対象外施設 | 1 | 管理用建物 | 脱水汚泥保管棟、車庫棟、資機材倉庫 | ○ | — | — |
| | 2 | | 見学・研修施設、紫外線処理施設※ ² | ○ (配置) | — | — |
| | 3 | 太陽光発電設備 | | ○ | — | — |
| | 4 | 場内整備 | 舗装、植栽、外灯、ストックヤード、保安施設等 | ○ | — | — |
| | 5 | 取水・導水施設 | 取水塔、導水管等 | — | — | — |
| | 6 | 場外整備 | 工事用仮設橋※ ³ | — | — | — |
| | 7 | 既存施設撤去 | 既存取水・導水施設 | — | — | — |

※1 既存施設撤去に関する条件は、次のとおりとする。

- ・天日乾燥床の一部は、整備に必要な範囲（最大6床とし、内1床はストックヤードとして利用すること。）までの撤去とする。
- ・既存脱水汚泥保管棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完成した後に撤去できる。

※2 見学・研修施設および紫外線処理施設の基本設計は、将来の配置計画までとする。ただし、見学・研修施設については、局の指示に基づく配置とする。

※3 工事用仮設橋は、局が別途発注して令和4年度に整備予定である。新仁井田浄水場完成後は、維持管理用通路として利用するので、動線等に配慮すること。

豊岩浄水場（改造）

| 施 設 | | | | 基本設計 | 実施設計 | 建設工事 |
|--------|---|------|--|------|------|------|
| 整備対象施設 | 1 | 浄水施設 | 急速ろ過池（改造） | ○ | ○ | ○ |
| | 2 | 送水施設 | 送水ポンプ（豊岩※ ¹ 、浜田） | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 各種設備 | 中央監視制御設備、粉末活性炭注入設備、受変電設備※ ² | ○ | ○ | ○ |

| 施 設 | | | | 基本 設計 | 実施 設計 | 建設 工事 |
|---------------------|---|--------|------------------------------|----------|----------|----------|
| | 4 | 既存施設撤去 | 上記整備に伴う既存施設・設備 ^{※3} | ○ | ○ | ○ |
| 整備 対象 外 施設 | 1 | 管路施設 | 送水管(豊岩浄水場→豊岩配水場) | ○ | — | — |
| | 2 | 管理用建物 | 粉末活性炭棟 | ○ | — | — |
| | 3 | 場内整備 | 舗装等 | ○ | — | — |

- ※1 豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外までを事業者の施工範囲とする。
- ※2 受変電設備の更新スペースとして、特高変電所又は管理本館工作室・作業員控室を利用する場合は、必要となる建築、建築設備の改修も本事業の対象とする。
- ※3 浜田送水ポンプ室の既存施設・設備の撤去範囲は要求水準書による。

豊岩取水場（改造）

| 施 設 | | | | 基本 設計 | 実施 設計 | 建設 工事 |
|----------------|---|--------|--------------------------|----------|----------|----------|
| 整備 対象 施設 | 1 | 管理用建物 | 非常用自家発電設備棟 | ○ | ○ | ○ |
| | 2 | 各種設備 | 受変電設備、非常用自家発電設備、遠方監視制御設備 | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 既存施設撤去 | 上記整備に伴う施設・設備 | ○ | ○ | ○ |

(9) 事業期間（予定）

ア 契約の締結

令和5年2月

イ 設計・建設期間

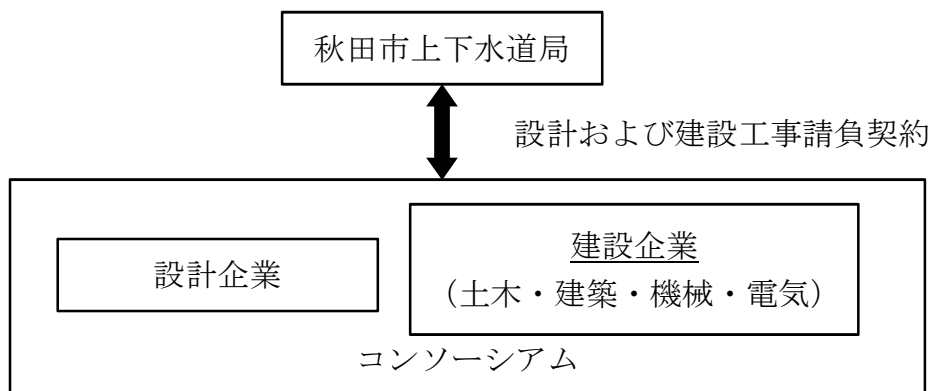
契約締結日の翌日から令和10年3月10日まで(試運転期間を含む。)

(10) 事業スキーム

本事業を行う事業者は、設計業務の実施を担う者（以下、「設計企業」という。）および建設業務の実施を担う者（以下、「建設企業」という。）の複数の企業により構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

コンソーシアムは、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業を含むこととし、設計ならびに土木、建築、機械設備および電気設備工事を担う各企業により構成されることを基本とする（図表 13 参照）。また、コンソーシアムは、施設の建設のために特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を設立することとする。

図表 13 事業スキーム



(11) 本事業の対象業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲を図表 14 に示す。

図表 14 事業者が行う業務範囲の概要

| 業 務 | | 内 容 |
|-----|-----------------|--|
| 調査 | 測量調査 | 事業者が設計・施工に必要とする部分 |
| | 土質調査 | 事業者が設計・施工に必要とする部分 |
| | 埋設物調査 | 工事への影響が考えられる埋設物の位置の確認 |
| | 周辺環境調査 | 工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の調査 |
| | 土壌汚染調査 | 更新予定地の土壌汚染の確認、調査 |
| | 電波障害等調査 | 電波障害等対策に関する事前および事後調査 |
| | 説明会等実施支援 | 住民説明会等の資料作成および説明会への出席、その他必要な実施支援 |
| 設計 | 基本設計 | 図表12に示す施設の提案内容を具現化するために行う基本的な設計 |
| | 実施設計 | 局が承認した基本設計に基づいて行う、図表12に示す整備対象施設の詳細な設計 |
| | 設計に伴う各種申請書類等の作成 | 設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議 |
| 建設 | 工事 | 図表12に示す整備対象施設の土木、建築、機械および電気の各種工事 |
| | 工事監理者の配置 | 建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理者による工事監理 工事監理者は、建築物の欠陥の発生を未然に防ぐために、工事を設計図書や契約書と照合し、そのとおりに実施されているかを確認、発注者に報告する等の業務を行う |
| | 建設に伴う各種許認可の申請 | 工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議 |
| | 施設の引渡し | 試運転、運転操作研修、設備台帳、運転・維持管理方法等を記載した文書の作成など、施設の引渡しに必要な業務 |

(12) 本事業に係る対価

局は、「設計及び建設工事請負契約書」においてあらかじめ定める額をコンソーシアムに支払う。

(13) 事業スケジュール

事業スケジュールは、図表15のとおり予定している。

図表 15 事業スケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|---------|---------|
| 令和5年2月 | 契約締結 |
| | 設計の着手 |
| 令和6年7月 | 建設工事の着手 |
| 令和10年3月 | 建設工事完了 |

(14) 遵守すべき関係法令等

その他定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則、秋田市上下水道局入札関係事務取扱要綱、その他関係法令を遵守すること。

(15) 留意事項

- ア 計画の立案、設計および工事の実施に当たっては、既存施設の運用および市民への安定的かつ継続的な給水の確保に配慮すること。
- イ 設計に当たっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、建設期間においては、周辺地域住民の信頼と理解および協力を得るよう努めること。

第3 事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者を求めるもの

事業者には、「秋田市上下水道事業基本計画」の基本理念である「いつでもいつまでも秋田市の上下水道」の実現を念頭に、安全で安心な水道水を安定的に供給し、県都秋田市にふさわしい拠点浄水場の整備を期待するものである。以下に本事業のコンセプトを示す。

安全な水を供給できる浄水場

- ・ 浄水水質について目標を設定し、これを達成できる浄水処理方式とすることで、安全・安心な水道水を供給します。
- ・ 雄物川の水質などのさまざまな変化に対応できる適切な浄水処理方式とします。
- ・ 将来の人口減に伴う水需要の減少を見据え、安全な水を継続して供給するため、適切な更新方法と施設規模を採用します。

災害等に強い浄水場

- ・ 現行の耐震基準を満たす、地震に強い浄水場を構築します。
- ・ 洪水や津波等の災害による浸水への対策を講じます。
- ・ 長時間停電が起きる場合を想定した対策を講じます。
- ・ テロ等を未然に防ぐ対策を講じます。

環境と人にやさしい浄水場

- ・ 環境負荷の低減、資源の有効活用を図ります。
- ・ 子どもやお年寄りも安全で快適に見学できるひらかれた浄水場とします。

2 事業者の選定に関する基本的事項

(1) 選定方式

本事業に関わる事業者の募集および選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査および評価方法

ア 参加資格の審査

応募者の資格について、本事業への参加を希望する者にプロポーザル参加表明書およびプロポーザル参加資格確認申請書（以下「プロポーザル参加表明書等」という。）の提出を求め、「第3 3 事業者の参

加資格に関する事項」に定める参加資格を有することを確認する。

イ 提案書類の審査

応募者からの本事業に関わる提案書類を受け、別途定める事業者選定基準に従い、技術提案の記載事項の確認、評価項目、評価基準との照合等を行い、提案書類および提案価格を総合的に評価する。

(3) 事業者選定委員会

ア 局は、学識経験者等により構成される「仁井田浄水場等整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

イ 選定委員会は、応募者の技術提案および提案価格の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 委員名は、優先交渉権者が決定するまで非公表とする。

エ 優先交渉権者の決定までの間に、委員および局担当者に対し、事業者選定に関して自己に有利になるための接触、働きかけを行った場合、当該応募者は参加資格を失う。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 事業者選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 提案価格が事業費限度額を超過した場合

(5) 募集の中止等

局がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、すでに公告もしくは通知した事項の変更又は本事業を延期もしくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、局は賠償責任を負わないものとする。

3 事業者の参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ア 応募者は、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業を含むコンソーシアムとする。また、構成員となる市内建設企業の分担工事の合計額は、建設工事請負額の20%以上とすること。
- イ コンソーシアムは、対象施設の設計を行う「設計企業」、土木工事を行う「土木企業」、建築工事を行う「建築企業」、機械設備工事を行う「機械企業」および電気設備工事を行う「電気企業」により構成されることを基本とし、コンソーシアムは、施設の建設のために建設JVを設立する。
- ウ 建設JVを構成する土木、建築、機械および電気の各企業には、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上、計4社以上を含むものとする。
- エ コンソーシアムを構成する企業等の数は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。コンソーシアムは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加資格の申請および参加手続きを行う。
- オ 代表企業の変更は、原則として認めない。
- カ コンソーシアムおよび建設JVの構成員の変更は、原則として認めないが、やむを得ない場合は局と協議し、局の事前の承諾が得られた場合に限り変更を認める。
- キ コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員に加わることはできない。
- ク コンソーシアムは、本事業の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り秋田市内に本社又は本店を置く業者を活用すること。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材を使用し、これに該当しない場合は、秋田市内に本社又は本店を置く業者が販売するものを優先的に使用すること。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しないこと。

- (イ) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (ウ) 募集公告日から優先交渉権者決定の日までにおいて、秋田市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (エ) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (カ) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (キ) 仁井田浄水場更新事業者選定支援業務委託に関与している企業（日本水工設計株式会社および内藤滋法律事務所）又はこれらと資本面もしくは人事面で関係がないこと（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の20%を超える株式を有し、又はその出資の総額の20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）。

イ 各業務における参加資格要件

コンソーシアムの構成員は、対象施設の設計・建設の各業務を行うものとして、以下の(ア)～(イ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の各要件を全て満たすこと。なお、複数で行う場合は、1社が各要件を全て満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 秋田市の最新の建設工事等入札参加資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント」および「建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- c 技術士（上下水道部門の上水道および工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が2名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技

術者および照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

- d 国内の表流水を水源とする公称施設能力 10,000m³/日以上の上水道における凝集沈澱および急速ろ過方式の浄水場の設計の実績を有すること。なお、以上の実績については、同一の業務であることを条件としない。

(イ) 建設企業（土木企業、建築企業、機械企業、電気企業）

建設企業は、次の各要件を全て満たすこと。

- a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」、「電気工事」につき、各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。なお、同一の工事を複数で行う場合は、1 社がその要件を満たすこと。
- b 秋田市の最新の建設工事等入札参加資格者名簿において、対象工事ごと（土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事）に登録されていること。
- c プロポーザル参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については 1,500 点以上、建築一式工事については 1,500 点以上、機械器具設置工事については 1,000 点以上、電気工事については 1,500 点以上の者であること。なお、同一の工事を複数で行う場合は、1 社がその要件を満たすこと。

ただし、コンソーシアムを構成する秋田市内に本社又は本店を置く企業については、秋田市内に建設業法でいう本店を有し、最新の建設業者等級格付名簿において「一般土木工事－A 級」、「建築一式工事－A 級」、「機械器具設置工事－A 級」、「電気工事－A 級」に格付されている者であること。

なお、一般土木工事および建築一式工事については、当該工種で経営事項審査の技術職員区分において 1 級に該当する技術者が 3 人以上在籍し、かつ、総合点数が 850 点以上の者であること。

- d 国内の水道施設工事又は機械器具設置工事において、1 社が元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のもの）として、浄水処理能力が 10,000m³/日以上凝集沈澱施設（上水道に限る。）および浄水処理能力 10,000m³/日以上急速ろ過施設（上水道に限る。）の新設又は更新をした工事実績があること。なお、

以上の実績については、同一の工事であることを条件としない。

ウ 参加資格確認基準日

- (ア) 参加資格確認基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
- (イ) 参加資格確認基準日の翌日から技術提案書提出までの間、応募者の構成員が「第3-3-(2)-ア共通の参加資格要件およびイ各業務における参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加することができない。ただし、参加資格の審査を経た上で、「第3-3-(2)-ア共通の参加資格要件およびイ各業務における参加資格要件」の資格要件に該当する構成員に変更しプロポーザルへ参加することを認めるものとする。
- (ウ) 技術提案書提出の翌日から優先交渉権者を決定する日までの間、応募者の構成員が「第3-3-(2)-ア共通の参加資格要件およびイ各業務における参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、局は当該応募者を事業者選定の審査対象から除外する。

4 事業費限度額

本事業の事業費限度額を設ける。

設計及び建設工事費における事業費限度額

¥ 24,262,480,000-（消費税及び地方消費税を除く。）

5 事業者の募集および選定スケジュール

事業者の募集および選定のスケジュールは、図表 16 のとおり予定している。

なお、スケジュールは、今後変更が生じることがある。

図表 16 事業者の募集および選定のスケジュール

| 事項 | 日程 |
|-------------------------------|-------------------------|
| 募集公告（募集要項等の公表） | 令和4年 1月 19日(水) |
| 現地見学会 | 2月 7日(月) ～2月 18日(金) |
| 募集要項等に関する質問の受付、締切 (第一回) | 1月 19日(水) ～3月 4日(金) |
| 募集要項等に関する質問に対する回答公表 (第一回) | 4月 8日(金) |
| プロポーザル参加表明書等の提出 | 4月 11日(月) ～4月 22日(金) |
| プロポーザル参加資格審査結果の通知 | 5月 18日(水)～ |
| 募集要項等に関する質問の受付、締切 (第二回) | 5月 19日(木) ～5月 25日(水) |
| 募集要項等に関する質問に対する回答公表 (第二回) | 6月 10日(金) |
| 第1次技術提案書の提出 | 6月 20日(月) ～6月 24日(金) |
| 技術対話の実施 | 7月 |
| 提案書類の提出 | 9月 15日(木) ～9月 22日(木) |
| 技術提案書のプレゼンテーション、 最優秀提案者の選定 | 11月 |
| 優先交渉権者の決定および公表 | 12月 |
| 契約締結 | 令和5年 2月 |

6 現地見学会

現地見学会を、図表 17 に示す要領で行う。

図表 17 現地見学会要領

| | |
|-------------------|--|
| 開催日時 | 令和4年2月7日(月)～2月18日(金) (土、日、祝日を除く。) 午前の部：9時から正午まで 午後の部：13時から16時まで |
| 場所 | 仁井田浄水場、豊岩浄水場、豊岩取水場 |
| 参加申込受付期間 | 募集公告の日から 令和4年1月28日(金) 17時まで |
| 受付方法 | 上記受付期間に、電子メールにより受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内(土、日、祝日を除く。)に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。 |
| 申込書の様式 | 様式2を用いて、電子メールに申込書を添付の上、以下のアドレス宛に送信すること。 |
| 申込書の提出先電子メールアドレス | ro-wtna@city.akita.lg.jp |
| 電子メールの件名 | 電子メールの件名には【現地見学会参加申込】と記載すること。 |
| 電子メール到着確認に関する問合せ先 | 秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室 秋田市川尻みよし町14番8号 電話 018-864-7565 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none">参加人数は1企業5名までとする。参加希望者は、様式2「現地見学会申込書」に会社名、所属、氏名を記入し、参加希望日時を第三希望まで記入の上、電子メールで申込むこと。見学日時は、局から別途許可書により連絡する。写真撮影等は可とするが、時間に限りがあるため、局の進行に影響のない範囲で行うこと。また、ドローン等の使用は不可とする。当日は、資料配布は予定していないため、各自ダウンロードして持参すること。 |

| | |
|---------------|---|
| <p>(注意事項)</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 参加申込状況によっては、参加人数の制限および時刻の変更を行うことがある。・ 質疑応答の機会は設けない。また、局職員に対する移動中等の質問、名刺交換等の挨拶は不可とする。・ 参加者に変更がある場合は、見学会前日（土日祝日を除く。）17時までに上記電話番号へ連絡すること。・ 駐車スペースに限りがあるため、自動車で来場する際は、参加企業ごとに最小限の台数とすること。・ 雨天等により、やむを得ず中止する場合は、前日17時までに「現地見学会申込書」に記載の担当者に連絡する。・ 現地見学会のルートに工事中の箇所等があるため、各自ヘルメットを持参すること。 |
|---------------|---|

7 募集要項等に関する質問の受付および回答（第一回）

(1) 質問の受付

募集要項等に関する質問の受付は、図表18に示す要領で行う。

図表 18 募集要項等に関する質問（第一回）の受付要領

| | |
|-------------------|--|
| 受付期間 | 募集公告の日から 令和4年3月4日（金） 17時まで |
| 受付方法 | 上記受付期間に、電子メールにより受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内（土、日、祝日を除く。）に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。 |
| 質問書の様式 | 様式1を用いて、電子メールに質問書を添付の上、以下のアドレス宛に送信すること。 （質問書は、Excel形式で送付すること。） |
| 質問書の提出先電子メールアドレス | ro-wtna@city.akita.lg.jp |
| 電子メールの件名 | 電子メールの件名には【募集要項等に関する質問】と記載すること。 |
| 電子メール到着確認に関する問合せ先 | 秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室 秋田市川尻みよし町14番8号 電話 018-864-7565 |
| 注意事項 | 電話や窓口等での直接回答は行わない。 |

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと局が認めたものを除き、令和4年4月8日（金）から局ホームページ（<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>）において公表する。

8 応募の手続き

(1) プロポーザル参加表明書等の提出

応募者は、参加に必要な書類を下記のとおり提出すること。

ア 提出書類

提出書類作成要領および様式集を参照すること。

イ 提出方法および期限

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

(ア) 持参による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年4月11日（月）から4月22日（金）の9時から17時までの間に提出すること。

(イ) 郵送による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年4月22日（金）の17時必着とする。

(2) プロポーザル参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加資格審査結果は、プロポーザル参加資格確認申請を行った応募者の代表者に対して、令和4年5月18日（水）以降に局から書面により通知する。

(3) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

プロポーザル参加資格審査結果の通知により、プロポーザル参加資格がないとされた応募者は、局に対して、参加資格の審査結果に関する説明の要求書（様式3）により、説明を求めることができる。局は、説明を求めた応募者の代表者に対して、書面により回答する。

ア 提出書類

参加資格の審査結果に関する説明の要求書（様式3）

イ 提出方法および期限

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

(ア) 持参による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年5月19日（木）から5月25日（水）の9時から17時までの間に提出すること。

(イ) 郵送による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年5月25日（水）の17時必着とする。

(4) 応募の辞退

局よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合には、提案書類提出期限日までに応募辞退届（様式4）を持参により提出すること。

9 募集要項等に関する質問の受付および回答（第二回）

(1) 質問の受付

募集要項等に関する質問の受付は、図表19に示す要領で行う。

図表 19 募集要項等に関する質問（第二回）の受付要領

| | |
|-------------------|--|
| 受付期間 | 令和4年5月19日（木） 9時から 5月25日（水） 17時まで |
| 受付方法 | 上記受付期間に、電子メールにより受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内（土、日、祝日を除く。）に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。 |
| 質問書の様式 | 様式1を用いて、電子メールに質問書を添付の上、以下のアドレス宛に送信すること。 （質問書は、Excel形式で送付すること。） |
| 質問書の提出先電子メールアドレス | ro-wtna@city.akita.lg.jp |
| 電子メールの件名 | 電子メールの件名には【募集要項等に関する質問】と記載すること。 |
| 電子メール到着確認に関する問合せ先 | 秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室 秋田市川尻みよし町14番8号 電話 018-864-7565 |
| 注意事項 | 電話や窓口等での直接回答は行わない。 |

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと局が

認めたものを除き、令和4年6月10日（金）から局ホームページ（<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>）において公表する。

10 第1次技術提案書の提出

(1) 提出の方法

参加資格を満たすことを認められた応募者は、第1次技術提案書を提出すること。

ア 提案書類

提出書類作成要領および様式集を参照すること。

イ 提出方法および期限

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

(ア) 持参による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年6月20日（月）から6月24日（金）の9時から17時までの間に提出すること。

(イ) 郵送による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年6月24日（金）の17時必着とする。

11 技術対話

本事業に対する局の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、局の意図する技術提案を得ることを目的として、第1次技術提案書を基に、局と応募者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、第1次技術提案書の概要、特徴について説明を求めるとともに、不明点等について質疑応答を行う。

技術対話の詳細については、第1次技術提案書の受付後に応募者に対して事前に通知する。

12 提案書類の提出

技術対話をふまえ、提案書類を審査用に提出すること。なお、提出期限以降は、提案書の差替えおよび再提出は認めない。

(1) 提案書類

提出書類作成要領および様式集を参照すること。

(2) 提出方法および期限

持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

ア 持参による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年9月15日（木）から9月22日（木）の9時から17時までの間に提出すること。

イ 郵送による場合

「第5 7 問合せ先」に、令和4年9月22日（木）の17時必着とする。

1 3 技術提案書のプレゼンテーション

応募者は、提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、局は、ヒアリング等を実施する。詳細については、応募者の代表企業に別途通知する。なお、プレゼンテーションは、本事業の配置予定技術者が行うものとする。

1 4 優先交渉権者の決定および公表

局は、選定委員会の選定結果に基づき優先交渉権者を決定し、応募者に速やかに通知するとともに、局ホームページにて公表する。

1 5 契約手続き

(1) 契約の締結

局は、優先交渉権者と設計及び建設工事請負契約書により設計及び建設工事請負契約を締結する。

(2) 契約に要する費用の負担

優先交渉権者が契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

(3) 契約保証金

事業者は、設計及び建設工事請負契約金額の10分の1以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として局に納める。契約保証金の詳細は、設計及び建設工事請負契約書（案）による。

第4 その他事業の実施に関する事項

1 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、局と事業者の分担概略を「別紙4」
として示す。詳細については、「設計及び建設工事請負契約書（以下「事業契約書」という。）」で定める。

(2) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、局が行う業務に係るリスクは局が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

2 事業の契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約書に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、局と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約書に基づく契約（以下「事業契約」という。）およびこれに付帯する事業計画に関する紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

3 事業の継続が困難になった場合の措置

(1) 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 局による是正勧告および事業契約解除

事業者の業務が、事業契約に定める局の要求水準を下回る場合、事業者の責に帰すべき事由による業務不履行又はその懸念が生じた場合、局は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善できなかったときは、局は、事業契約を解除することができる。

また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、局は、

事業契約を解除することができる。

イ 事業契約解除に伴う損害

アにおいて、局が事業契約を解除した場合、局は事業者に対し、これにより局に生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 局の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者による事業契約解除

局の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

イ 事業契約解除に伴う損害

アにおいて、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は局に対し、これにより事業者が生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

局および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

4 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、適宜、局ホームページ

(<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>) 等を通じて行う。

第5 その他選定に関する事項

1 公正な応募の確保

応募書類の提出に当たって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

2 応募に当たっての費用の負担

応募に関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

3 提案書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、局は、本事業の公表時およびその他局が必要と認めるときには、応募者の承諾がある場合にのみ提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、選定に至らなかった応募者の提案書類は、本事業の審査結

果を公表する目的以外に、応募者に無断で使用しない。

(2) 提案書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

(3) 特許権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令により保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料および施工方法等を使用したことで生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4 応募に際し使用する言語、単位および通貨

応募に際し使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨は円とする。

5 プロポーザル参加者を構成する法人の名称の公表

優先交渉権者決定までは、プロポーザル参加者を構成する法人の名称は、原則として公表しない。また、優先交渉権者決定後も選定されなかった応募者については、代表企業のみを公表し、構成する法人の名称は公表しない。

6 モニタリング等

(1) モニタリング等の目的

ア 局によるモニタリング

局は、事業者が実施する業務内容の確認等を目的にモニタリングを行う。

イ 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、本事業の実施状況が要求水準を遵守しているかの確認等を目的に、セルフモニタリングを行う。

(2) モニタリング等の時期

本事業のモニタリングは調査・設計時、建設時の各段階において実施する。

また、事業者は、調査・設計、建設の進捗状況について、局に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、局は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(3) モニタリング等の方法

局は、モニタリング方法について、事業者との協議により、モニタリング実施計画を作成する。また、事業者は、モニタリング実施計画に基づき、各業務のセルフモニタリング計画書を作成し、本市の確認を受け、セルフモニタリングを実施する。

(4) モニタリングの結果

局のモニタリングにより、調査・設計、建設の実施状況が、募集要項等および技術提案書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

(5) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、局が実施するモニタリングに係る費用は局が負担する。事業者が実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

7 問合せ先

秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室

所在地 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号

電話 018-864-7565

電子メール ro-wtna@city.akita.lg.jp